

Living information

お知らせ

千葉県最低賃金が時間額1,026円に

千葉県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」(地域別最低賃金)が改正されました。

令和5年10月1日から
時間額 1,026円
(従来の984円から42円引き上げ)

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

☎千葉労働局賃金室 千葉労働局ホームページはこちら↑
☎043-221-2328

令和5年度「全国労働衛生週間」

令和5年度「全国労働衛生週間」が10月1日～7日まで実施されます。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施されています。

今年度のスローガン
「目指そうよ二刀流
こころとからだの健康職場」

誰もが快適で健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いいたします。

☎千葉労働局労働基準部健康安全課
☎043-221-4312

ご存じですか？労働委員会 ～個別的労使紛争のあっせん～

千葉県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間で生じた解雇・パワハラ・労働条件の不利益変更などの労働関係のトラブルについて、労働委員会の委員が間に入って、双方の歩み寄りによる円満な解決を目指す「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

あっせんは無料で、労働者、使用者どちらからでも申請できます。あっせ

んを希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

☎千葉労働委員会事務局(千葉県庁南庁舎7階)

☎043-223-3735

千葉県農業用生産資材価格高騰緊急支援事業

千葉県では、農業用生産資材の価格高騰の影響を受ける農業者を支援します。

支援対象となる農業者

生産性向上に取り組む農業者

※個人事業主の場合、原則として青色申告を行っている農業者

※直近の決算における生産資材費(種苗費、農具費、農薬衛生費、諸材料費の合計)が20万円以上である農業者

給付額

直近の決算における生産資材費の1割(上限20万円)

申請期間

8月30日(水)～12月15日(金)

※令和5年1月1日以降に営農を開始した認定新規就農者は、令和6年1月31日(水)まで

▲ここは広告枠です

▲ここは広告枠です

▲ここは広告枠です